

整理番号：2－1

提言題名：喫煙所、歩きタバコについて

【提言の要旨】

取手市の条例の歩きタバコ、ポイ捨ての禁止は周知されていないと思われます。先日、子どもと公園にいると平気でタバコを吸い、捨てる人がいるし、歩きタバコはざらにいます。柏市では、歩きタバコ禁止、罰金の看板がありますが、若い世代を取り込むにはタバコやゴミが落ちている汚い街には来たくないと思います。スーパーの入り口近くに喫煙所がある所は、子どもが臭いから行きたくないと言います。子ども目線に立った、強制力がある条例やもしくは看板など周知徹底できる対策をしていただきたいと思います。

(令和2年7月受付)

【回答の要旨】

市では環境美化の促進と快適な生活環境の確保を目的に「取手市まちをきれいにする条例」を制定しています。同条例で市民の責務として「公共の場所（道路、公園等）での喫煙をしないよう努めなければならない」との努力規定を設けて、市民に協力を促していますが、喫煙禁止区域を制定しているものではないことから、取り締まり等は実施していません。

ただし、平成30年に健康増進法が改正され「望まない受動喫煙の防止」について、屋内喫煙への様々な規制が制定されましたことから、屋外喫煙についても、国や他自治体の取り組み等を注視、研究し、強制力を持たずとも喫煙者のマナー・モラル向上を図り、喫煙者も非喫煙者も住みやすいまちを目指して、引き続き啓発して参ります。

(環境対策課 令和2年7月回答)